

2025 年度

法学研究科博士課程 前期課程 入学試験

受験番号

## 試験問題

科目名 「 商法 」

2025 年 2 月施行  
立教大学大学院

- ・試験時間 100 分
- ・六法の使用 可
- ・答案は横書（ペンまたはボールペンを使用のこと）
- ・問題用紙は試験終了後係員に渡すこと
- ・試験中、答案用紙を追加で補充することはしないので、配布された答案用紙の範囲内で解答すること

### 第一問

新株予約権とは何か。また、新株予約権の発行が著しく不公正な方法によると認定されるのはどのような場合か、会社法の条文を指摘しながら解説しなさい。

第二問 次の文章を読んで後の問いに答えなさい。

甲株式会社（会社法上の公開会社、監査役会設置会社で資本金は 10 億円、以下「甲社」と称する）は、乙株式会社（資本金 1 億円の取締役会設置会社、また発行済株式の全てが譲渡制限株式である、以下「乙社」と称する）の発行済み株式総数の過半数を保有している。乙社の代表取締役 A①は甲社から派遣されており、2025 年 2 月現在、A は甲社の取締役も兼務している。

乙社は昨年来、災害の影響もあって、資金繰りを悪化させていた。そこで 2025 年 1 月 27 日、A は甲社対し、乙社への 1 億円の融資をするように申し入れた。A からの申し入れを受けて、甲社では緊急に取締役会を開いて検討した。②甲社の取締役 10 名全員が出席して討議に参加した当該取締役会の席上、甲社代表取締役の P は、乙社は長年甲社製品の主要な部品を納入してきた大事な取引先でもあり、万が一、乙社が倒産することになれば甲社への影響も計り知れず、A からの申し入れを受けるべきであると主張した。他方、甲社の財務担当取締役の Q は今 1 億円も乙社に貸し付けることは甲社の短期的な財務状況をかなり圧迫する上に、乙社の返済の見込みも危うい、本当に乙社を救済することが甲社の利益になるのか慎重に判断すべきであると主張した。しかし残りの取締役は皆、P の意見に従う発言をした。結局、A が棄権したのみで、甲社取締役会議事録によれば残りの取締役 9 名全員の賛成をもって、乙社に対し、2030 年 2 月 1 日を返済期限とし、年利を 0.0001%の条件で 1 億円を貸し付けることが決定された。これを受けて 2025 年 2 月 1 日、甲社から乙社への 1 億円の融資が実行された(以下、本件融資と称する)。

ところが乙社は、2 月 14 日に手形の不渡りを出して事実上倒産し、甲社が貸し付けた 1 億円が返済される見込みはなくなってしまった。10 年前から甲社株式を保有する X は、P をはじめとする甲社取締役会メンバーが倒産直前の乙社に多額の融資を決定したことは、会社経営者として著しく不合理な決定であった、本件融資に関与した取締役は何らかの形で責任を取るべきである、と考えている。

(1) 下線部①の A は、会社法上、乙社の社外取締役としての資格を備えていない。その根拠となる会社法の規定を指摘し、簡単に解説しなさい。

- (2) 下線部②について、甲社が本件融資の是非について取締役会を開いたのは、どのような法律上の要請によると考えられるか。考えられる会社法の規定を複数指摘し、解説しなさい。
- (3) 甲社株主 X が、本件融資について、その決定に関与した役員等に任務懈怠責任を追究しようと考えた場合、誰に、どのような理由で、いくらを、どのような手続で請求することが考えられるか。またその請求は裁判所に認容されると思うか、解説しなさい。